

水産関係土木施設等災害復旧事業の制度

水産関係土木施設の災害復旧については、法律に基づいて行う補助（負担）災害復旧事業として、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下、「負担法」という。）に基づき漁港及び漁港区域に係る海岸の公共土木施設の災害復旧を行う事業と、②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「暫定法」という。）に基づき漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧を行う事業がある。

これらの法律において、「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいい、「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための工事を施行することを含む。）をいう。また、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設の工事を施行することも災害復旧事業とみなしている。

1. 法律に基づく災害復旧事業

水産関係の法律に基づく補助（負担）災害復旧事業は、1)「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（負担法）に基づき漁港及び漁港区域に係る海岸の公共土木施設の災害復旧を行う事業と、2)「農林水産業施設災害事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）に基づき漁業用施設、共同利用施設の災害復旧を行う事業がある。

1) 負担法

公共土木施設の災害復旧を対象としたもので、対象となる施設は①河川、②海岸、③砂防設備、④林地荒廃防止施設、⑤地すべり防止施設、⑥急斜面地崩壊防止施設、⑦道路、⑧港湾、⑨漁港、⑩下水道である。

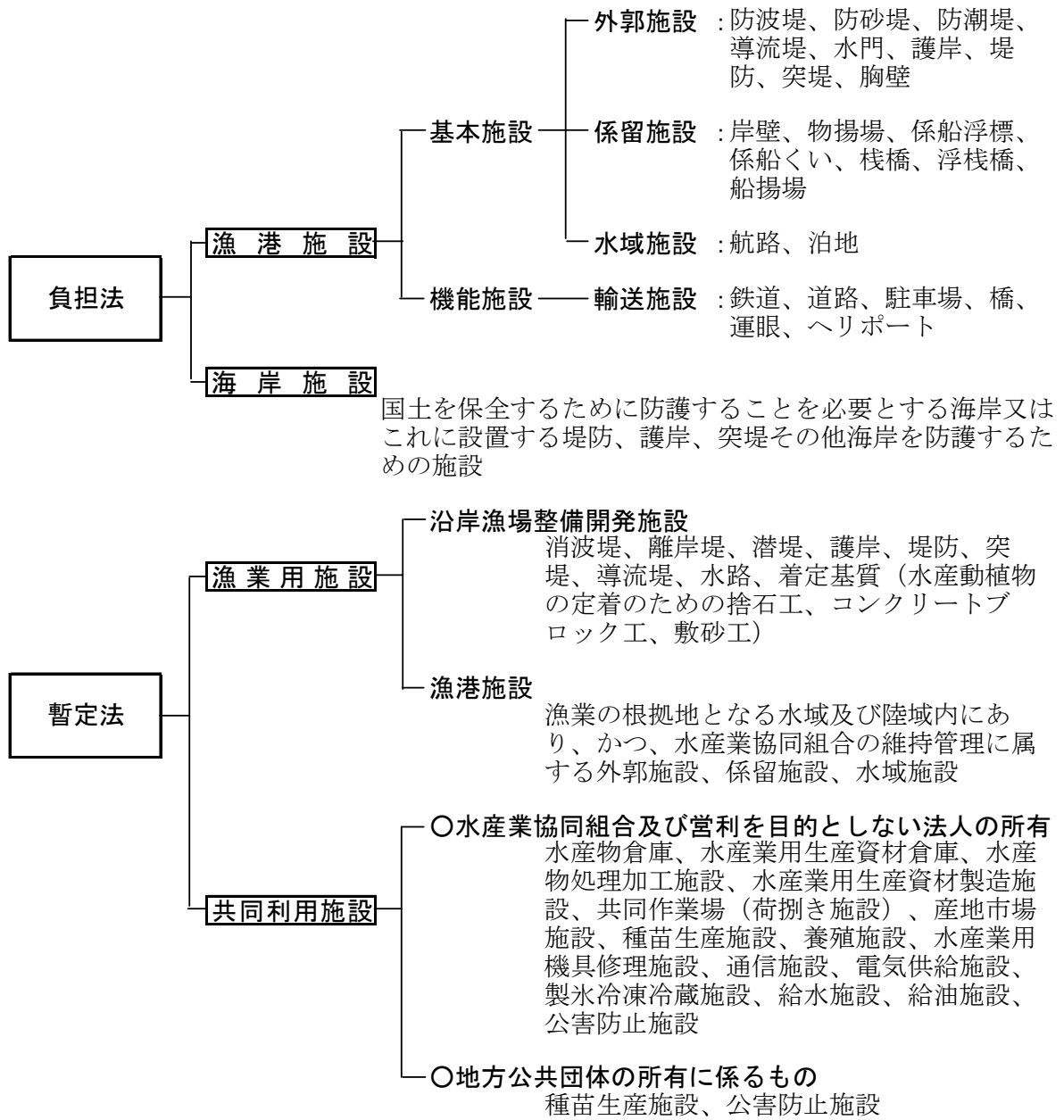
2) 暫定法

農林水産業の施設等の災害復旧に対する国庫補助であり、対象となる施設等は①農地、②農業用施設、③林業用施設、④漁業用施設、⑤共同利用施設である。

2. 災害関連事業（予算補助）

予算補助としては、次のものがある。

- 1) 負担法による災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止する漁港関係災害関連事業
- 2) 負担法に基づく漁港施設等及び暫定法に基づく漁業用施設や共同利用施設と同一の災害により被災した漁業集落環境施設を復旧する災害関連漁業集落環境施設復旧事業
- 3) 海岸に漂着した流木等の処理を緊急的に実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業



水産関係土木施設等災害復旧事業の概要図